寧京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 発行所 京 都 府

政策法務課電話(075)414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入 印刷所 中西印刷株式会社 電話(075) 441-3155

国 次

告	示				○平成31年の二級建築士試験及び木造建築	
○間税関係特別徴収義務者	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		^	ページ	・	176
の一部を改正する告示	八八五人门文机	(税	務課)	171	○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	177
○土壌汚染対策法に基づく	形質変更時要届	() 0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
出区域の指定	(中:	丹東保	健所)	172	教 育 委 員 会	
○保安林の指定解除予定の	通知 (中丹)	広域振	興局)	"	○教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則	"
○道路の区域変更	(山城北:	上木事	務所)	"	○京都府指定有形文化財の指定の解除	181
○道路の供用開始	(")	173		
○境界地の道路の管理に関]する協議の成立				公 安 委 員 会	
	()	直路管	理課)	"	○一般競争入札の実施	182
○急傾斜地崩壊危険区域の)指定	(砂	防課)	"		
○土砂災害警戒区域の指定	の解除	(/)	174	選挙管理委員会	
○土砂災害警戒区域の指定	Ē	(/)	"	○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙	
○土砂災害特別警戒区域の	指定の全部解除	(<i>"</i>)	"	人名簿に登録されている者の数	188
○土砂災害特別警戒区域の	指定	(<i>"</i>)	175	○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に	
	,,				登録されている者の数	"
公	告				○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の	
○都市計画道路の変更に係	る図書の写しの				選挙人名簿に登録されている者の数	"
縦覧	(山城北:	上木事	務所)	"		
○都市計画公園の変更に係	る図書の写しの				正誤	
縦覧	(")	"	○平成30年7月31日付け京都府公報第3002号中	"
○都市計画広場の変更に係	る図書の写しの					
縦覧	(")	"		

告示

京都府告示第95号

間税関係特別徴収義務者交付金交付要綱の一部を改正 する告示を次のように定める。

平成31年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

間税関係特別徴収義務者交付金交付要綱の一部を 改正する告示

間税関係特別徴収義務者交付金交付要綱(昭和61年京 都府告示第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1第3条第1号に規定する交付金の項中「第97

条の規定により準用される国税犯則取締法(明治33年法律第67号)」を「第1章第16節(第22条の26を除く。)」に改め、同表第3条第2号に規定する交付金の項中「第144条の54の規定により準用される国税犯則取締法」を「第1章第16節(第22条の26を除く。)」に改め、同表第3条第3号に規定する交付金の項除外額欄(2)の次に次のように加える。

(3) 法第1章第16節 (第22条の26を除く。) の規定の 適用を受けた犯則事件の対象となった月分に係る申 告納入税額

別表第2中「第97条又は法第144条の54の規定により 準用される国税犯則取締法」を「第1章第16節(第22条 の26を除く。)」に改める。

附 則

この告示は、平成31年3月8日から施行し、平成31年度に交付する交付金から適用する。

京都府告示第96号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成31年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第 1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
舞鶴市字大波上小字田黒1379番の一部、1380番の一部、1381番の一部、1387番から1392番までの一部、1416番の一部、1417番の一部、1429番の一部、1431番3の一部、1432番1の一部、1432番3の一部、1433番3の一部、1443番0一部、1444番の一部、1444番の一部、1464番1の一部、1466番1の一部、1467番1の一部、1467番1の一部、び10200番95の一部(次の図に示す部分に限る。)	鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹東保健所及び京都府環境部環境管理課において縦覧に供する。)

+010+-

京都府告示第97号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、 次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水 産大臣から通知があった。

平成31年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 解除予定保安林の所在場所 舞鶴市字大山小字黒滝10062の3
- 2 指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

京都府告示第98号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定 により、道路の区域を次のとおり変更する。

-+060+-

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成 31年3月8日から平成31年3月22日まで縦覧に供する。

平成31年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 京都八幡木津自転車道線
- 3 道路の区域

区	刂	変更 前別	敷地の)幅員	延	長
八幡市岩田大日11の2 から 八幡市岩田里9の1(オ	, , ,	前	最小最大	5. 6 5. 6	28	m 35. 0
八幡市岩田大日11の2から	(右)	後	最小最大	5. 6 5. 6	28	85. 0
八幡市岩田里9の1(存	言)ま	1攵	最小最大	2. 0 2. 0	28	85. 0

4 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府 建設交通部道路管理課 ---

京都府告示第99号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成 31年3月8日から平成31年3月22日まで縦覧に供する。

平成31年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 京都八幡木津自転車道線
- 3 供用開始の区間及び期日

X	間	期	日
八幡市岩田大日110 八幡市岩田里9の1	,,,,,,	平成31年	3月8日

4 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府 建設交通部道路管理課

+040+

京都府告示第100号

道路法(昭和27年法律第180号)第19条第1項の規定により、地方公共団体の区域の境界に係る道路の管理について、平成31年2月22日に京都市との間に次のとおり協議が成立した。

平成31年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 協議道路及び管理者

路	線	名	区域	管理者
府道上久世石見上里線		1. 田 始	京都市南区久世中久世町5丁目地内	京都府
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	八世石兄	上生旅	向日市寺戸町修理式地内	京都市

2 管理者の行う権限

道路法第27条第4項の規定に定めるものとする。

3 道路の占用料の徴収者及び帰属 道路の占用料の徴収者及び当該占用料の帰属は、管 理者とする。

+010+

京都府告示第101号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、京都府建設交通部砂防課及び 京都府丹後土木事務所において縦覧に供する。

平成31年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 急傾斜地崩壊危険区域の名称 平急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線、標柱7号と8号を市有道路沿いに結んだ線、標柱8号と9号を結んだ線、標柱9号と10号を市有道路沿いに結んだ線、標柱10号から18号までを順次結んだ線及び標柱1号と18号を国道178号及び市道平中央線沿いに結んだ線によって囲まれた土地の区域

市	町	大字	小字	地番	標柱	
京丹後市	丹後町	平	下地	786地先道路 敷	1号	
"	'II	"	"	782	2号	
"	"	"	"	781	3号	
"	"	"	"	827	4号から 7号まで	
"	"	"	隠源谷	10034	8号から 10号まで	
"	"	"	サイクゴ	10029	11号から 17号まで	
"	"	"	四ッ町	477	18号	

京都府告示第102号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定によ り、指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

平成31年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	
平成 21 年京都府告示 第 120 号	清水(さ 1004)	綴喜郡井手町井手清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城北土木事務所



京都府告示第103号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定によ り、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

平成31年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
清水(さ1004)	綴喜郡井手町井手清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城北土木事務所



京都府告示第104号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定によ り、次の土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

平成31年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
平成 21 年京都府 告示第 121 号	清水(さ 1004)	綴喜郡井手町井手清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

- 2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城北土木事務所
- 3 閲覧場所 井手町役場



京都府告示第105号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

平成31年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	衝撃に関する事項
清水(さ 1004)	綴喜郡井手町井手清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

- 2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城北土木事務所
- 3 閲覧場所 井手町役場

公告

城陽市から宇治都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

平成31年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

城陽市から宇治都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供

する。

平成31年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

城陽市から宇治都市計画広場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

平成31年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

10101

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、 平成31年の二級建築士試験及び木造建築士試験を次のと おり実施する。

平成31年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 試験日時及び試験会場
- (1) 二級建築士試験

ア 試験日時

(ア) 学科の試験

平成31年7月7日(日)

午前10時から午後5時10分まで

(イ) 設計製図の試験

平成31年9月15日(日)

午前11時から午後4時まで

- イ 試験会場
 - (ア) 学科の試験

龍谷大学深草学舎

(京都市伏見区深草塚本町67)

近畿職業能力開発大学校附属 京都職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ京都)

(舞鶴市上安1922)

(イ) 設計製図の試験

龍谷大学深草学舎

(京都市伏見区深草塚本町67)

京都建築大学校

(南丹市園部町二本松1の17)

- (2) 木造建築士試験
 - ア 試験日時
 - (ア) 学科の試験

平成31年7月28日(日)

午前10時から午後5時10分まで

(イ) 設計製図の試験

平成31年10月13日(日)

午前11時から午後4時まで

- イ 試験会場
 - (ア) 学科の試験

龍谷大学深草学舎

(京都市伏見区深草塚本町67)

(イ) 設計製図の試験

龍谷大学深草学舎

(京都市伏見区深草塚本町67)

- 2 受験申込手続
- (1) 受付場所における受験申込み
 - ア 受験申込書の受付場所

一般社団法人京都府建築士会事務局(〒604-0944 京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町641 京都建設会館別館)又は舞鶴建設会館(〒625-

0087 舞鶴市字余部下1194)

イ 受験申込書の受付期間及び時間

平成31年4月18日(木)から平成31年4月22日

(月) まで

午前10時から午後5時まで

(舞鶴建設会館での受付は、平成31年4月21日

(日) 及び22日(月)のみ)

ウ 学科の試験の免除申請

学科の試験の免除の申請においては、平成29年若しくは平成30年の学科の試験(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が実施したものを含む。)の合格通知書又は平成29年若しくは平成30年の「設計製図の試験」の不合格通知書で、平成31年の「学科の試験」を免除することができる旨が記載されたものを添付すること。

エ 受験申込みの方法

受験申込書は、受付場所に本人が直接提出すること。

- (2) 郵送による受験申込み
 - ア 郵送による受験申込みを行うことができる者 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 二級建築士試験を受験しようとする者にあっては過去に二級建築士試験を、木造建築士試験を受験しようとする者にあっては過去に木造建築士試験を受験しており、かつ、受験しようとする試験に係る平成30年以前の受験票又は合否の通知書を受験申込書に貼付することができる老
 - (イ) 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書又は住民票の写しを受験申込書に添付することができるもの
 - イ 受験申込受付期間

平成31年4月1日(月)から平成31年4月15日 (月)まで

なお、申込受付最終日の消印のあるものまで有効とする。ただし、料金別納又は後納郵便については、申込受付最終日までに到着したものに限る。

ゥ 受験申込みの方法

次の宛先に、必ず簡易書留で郵送すること。 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3の6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

- (3) インターネットによる受験申込み
 - ア インターネットによる受験申込みを行うことが できる者

二級建築士試験を受験しようとする者にあって は平成16年以降に二級建築士試験を、木造建築士 試験を受験しようとする者にあっては平成16年以 降に木造建築士試験を受験しており、かつ、試験 の申込みに必要な自らの個人情報の使用につい て、あらかじめ承諾をした者

イ 受験申込受付期間及び時間

平成31年4月8日(月)午前10時から平成31年 4月15日(月)午後4時まで

ウ 受験申込みの方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホー

ムページ (http://www.jaeic.or.jp/) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受験申込書の配布

平成31年4月1日(月)から平成31年4月22日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)一般社団法人京都府建築士会事務局及び同会各支部において配布する(同会各支部にあっては、平成31年4月9日(火)から平成31月4月22日(月)までの期間に限る。)。ただし、平成31年4月20日(土)及び21日(日)においては、一般社団法人京都府建築士会事務局に限って配布する。

- 4 受験手数料 17,700円
- 5 その他
- (1) 設計製図の課題は、平成31年6月12日 (水) 頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(https://www.jaeic.or.jp/) において公表する。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの 措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその 旨を申し出ること。

+010+

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に 関する工事が次のとおり完了した。

平成31年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域 久世郡久御山町田井新荒見222の1、223の1 (関連区域)

久世郡久御山町田井新荒見222の 2、223の 2、町有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称 久世郡久御山町田井西荒見17の5 株式会社ゴードーキコー

教育委員会

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

京都府教育委員会 教育長 橋 本 幸 三

京都府教育委員会規則第1号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都府教育委員 会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「学位」の右に「(学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)又は同条第6項に規定する文部科学大臣が定める学位を含む。)」を加える。

第18条第1項の表中

Γ			
	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は 教職に関 する科目
	4	20	6
	4	18	5
	3	16	5
	3	14	4
	2	13	4
	2	11	3
	1	9	3
	1	7	2
	5	30	
	4	27	
	4	24	
	3	21	
	3	18	
	2	15	
	2	12	
	1	9	
	4	21	5
	4	19	5
	3	17	4
	3	15	4
	2	13	3
	2	11	3

			亦	ו טוב	, ,	Δ ∓IX			1 175,014	- 3 月 8 日	玉唯口
1	9	2				6	7	5			
1	7	2				5	6	4			
4	29	2				4	5	4			
4	26	2				3	4	3			
3	23	2			を				,]		
3	20	2			Γ		教科に関	保育内容	各教科の	大学が独	
2	17	1				する専門 的事項る科	する専門 的事項に 関する科	の指導法に関するは	指導法に関する科目	自に設定する科目	
2	14	1				İ		教諭の教育の基礎的理解に	諭の教育の基礎的 理解に関	大学が独 自に設定 する科目	
1	11	1					,		等	// /	
1	8	1				4		20		6	
10	16	4				3		18		5	
9	14	4				3 3		14		4	
8	13	3				2		13		4	
7	11	3				2		11		3	
6	10	3				1		9		3	
5	8	3				1		7		2	
4	7	2				5	/	30			
3	5	2				4		27			
10	21	4				4		24			
9	19	4				3		21			
8	17	3				3		18			
7	15	3				2		15			
6	12	2				2		12			
5	10	2				1		9			
4	8	1					4		21	5	
3	6	1					4		19	5	
10	12	8					3		17	4	
9	11	7					3		15	4	
8	10	7					2		13	3	
7	9	6					2		11	3	

					京	都	府	: ;	公 報			平成31年	3月8日	金曜日
	1		9	2						6		7	5	
	1		7	2						5		6	4	
	4		29	2						4		5	4	
	4		26	2						3		4	3	
	3		23	2					改め、同]条第2項	の表中			L'
	3		20	2				Γ	教科に関	教職に関する科目	教科又は教職に関			
	2		17	1										
	2		14	1					2	12	6			
	1		11	1					2	10	5 3			
	1		8	1										
	10		16	4					1	7	2			
	9		14	4					2	13	5			
	8		13	3					2	11	4			
	7		11	3					1	9	3			
	6		10	3					1	7	2			
	5	-	8	3					6	10	4			
	4	-	7	2					5	8	3			
	3		5	2					4	7	3			
	10		21	4					3	5	2			
	9		19	4					5	7	8			
	8		17	3					4	6	6			
	7	- /	15	3					4	5	5			
	6		12	2					3	4	3	_		
	5	-	10	2				を 「	ı					
	4	-	8	1						教科に関する専門	保育内容 の指導法	各教科の 指導注に	大学が独自に設定	
	3		6	1					的事項に 関する科 目	的事項に 関する科	に関するは教	関する科教育	する科目	
	10		12	8						教科の事項の関する科目	育の基礎 的理解に 関する科	の基礎的 理解に関 する科目 等		
	9		11	7					2		12	4	6	
	8		10	7					2		10		5	
	7		9	6					1		9		3	

				5
1		7		2
	2		13	5
	2		11	4
	1		9	3
	1		7	2
	6		10	4
	5		8	3
	4		7	3
	3		5	2
	5		7	8
	4		6	6
	4		5	5
	3		4	3

に改め、同条第3項の表中

| 教科に関 | 教職に関 | 教科又は する科目 | する科目 | 教職に関 する科目 |

を

Г			
l	教科に関	各教科の	大学が独
	する専門	指導法に	自に設定
	的事項に	関する科	する科目
	関する科		
	首 …	諭の教育	
		の基礎的	
		理解に関	
		する科目	
		生	
		l .a	

に改める。

第19条の表中「教科に関する科目」を「教科に関する 専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各 教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解 に関する科目等」に改める。

第20条の表中

| 教職に関|養護又は する科目| 教職に関 する科目|

を

養護教諭 大学が独 ・栄養教自に設定 論の教育 の基礎的 理解に関 する科目 等

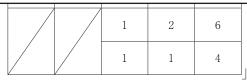
に改める。

第20条の2中「に適用」を「の適用」に改め、同条の 表中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教 育の基礎的理解に関する科目等」に改める。 第20条の3の表中

教科に関 する科目	教職に関する科目	教科又は 教職に関 する科目
	3	
	10	
	7	
	9	
	6	
7	4	
5	3	
5	2	
	3	3
	3	2
	3	6
	2	4

を

Γ	- 							
	教科に関 専事 事事 事事 る 科	保育内容 の指導する 科目	各教科の 指導法に 関 目	道合習等法徒教等る、な時指び導相関目総学間導生、談す	大学が独 自に設定 する科目			
		3						
			7	3				
			5	2				
			7	2				
			5	1				
	7		2	2				
	5		1	2				
	5		1	1				
			1	2	3			
			1	2	2			



に改める。

第21条第1号の表及び第2号の表中

| 教科に関|| 教職に関|| 教科又は する科目|| する科目|| 教職に関 する科目||

を

に改める。

第25条中「附則第12項」を「附則第11項」に改める。 別記第1号様式中「はって」を「貼って」に、「平成 21年3月31日以前に授与された有効な免許状(臨時免許 状を除く。)の有無(有・無)」を

| 有する教育職員免許状(臨時免許状を除く。)

免許状の 種類	教科又は 領域	免許状番 号	授与年月 日	授与権者

に改める。

別記第7号様式中「はって」を「貼って」に、

Γ		
l		
	名計业の番類	
	免許状の種類	

を

免許状の種類 教諭 免許状	
---------------	--

に、「経由」を

経由

有する教育職員免許状 (臨時免許状を除く。)

免許状の 種類	教科又は 領域	免許状番 号	授与年月 日	授与権者

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の教育職員免許に関する規則 別記様式による用紙は、当分の間、この規則による改 正後の教育職員免許に関する規則別記様式による用紙 とみなし、所要の調整をして使用することができる。

京都府教育委員会告示第2号

京都府文化財保護条例(昭和56年京都府条例第27号)第8条第3項の規定により、次の表の左欄に掲げる京都府指定 有形文化財のうち、同表の中欄に掲げる部分の指定が、平成30年10月31日付けで解除されたので、当該京都府指定有形 文化財の名称及び員数を同表の右欄のように改める。

平成31年3月8日

京都府教育委員会 教育長 橋 本 幸 三

	左欄		左欄			右	欄	
	名 称	員 数	関係告示		名 称	員 数	所有者	所有者の住所
- 1	京都盲啞院関係 資料	732件	平成2年京都府教 育委員会告示第1 号	京都盲啞院関係 資料687件	京都盲啞院関係資料	45件	京都府(京都府立 盲・聾学校保管)	京都市上京区下立 売通新町西入薮ノ 内町

京都府教育委員会告示第3号

京都府文化財保護条例(昭和56年京都府条例第27号) 第8条第3項の規定により、次の京都府指定有形文化財 の指定は、平成30年10月31日付けで解除された。

+010+

平成31年3月8日

京都府教育委員会 教育長 橋 本 幸 三

名称	員数	指 定 告 示
網本著色弥勒下生変相図 「画文翰待詔李晟、至元 三十一年甲午」等の銘があ る	1幅	平成22年京都府教育委員 会告示第1号

公安委員会

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成31年3月8日

京都府警察本部長 植 田 秀 人

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務の名称及び数量 テレビ映像通信システム(地上設備)の保守委託 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 履行場所 京都府警察本部長が指定する場所
- 2 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ 内町85の3、85の4

京都府警察本部総務部会計課調度係 電話075-451-9111 内線2252

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

平成31年3月8日(金)から平成31年3月22日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)とする。

- イ 交付場所 (1)に同じ。
- ウ 交付方法
 - (ア) 直接交付を受ける場合 交付期間中の午前9時から午後5時までの間 に交付する。
 - (イ) 郵送により交付を受ける場合 交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の 上、申し込むこと。
- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア日時

平成31年3月13日(水)午前11時から

イ 場所

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の

3、85*0*4

京都府警察本部本館地下入札室

- 3 入札に参加する者に必要な資格
 - 入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全 て満たさなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争 入札の参加資格の審査等に関する要綱(昭和58年京 都府告示第375号)に定める競争入札参加者の資格 を有する者で、「電気機器」又は「物品(修繕・保守)」 に登録されているものであること。
 - (3) 1の(1)の業務を履行期間内に確実に履行することができると認められる者であること。
 - (4) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。) の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- 4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において 示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料 (以下「確認資料」という。)を次により提出し、入 札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契 約担当者から説明を求められた場合は、それに応じな ければならない。

- (1) 提出期間等
 - ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

イ 提出場所 2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合 提出期間中の午前9時から午後5時までの間 に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- 5 入札手続等
 - (1) 入札及び開札の日時及び場所

ア日時

平成31年4月1日(月)午前11時

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わ ることはできない。

- ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者 のした入札
- ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者 のした入札
- エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否 要する。
- 6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保 証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。 ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 入札の執行

この入札に係る平成31年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しないものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

- 9 その他
- (1) この入札の実施については、1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 契約期間中に税率改正に伴う新税率が適用された場合、契約変更を行うものとする。

10101

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成31年3月8日

京都府警察本部長 植 田 秀 人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称及び数量テレビ映像通信システム(ヘリコプターテレビ設備)の保守委託 一式
 - (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
 - (4) 履行場所 京都府警察本部長が指定する場所
- 2 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ 内町85の3、85の4

京都府警察本部総務部会計課調度係電話075-451-9111 内線2252

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

平成31年3月8日(金)から平成31年3月22日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)とする。

- イ 交付場所
 - (1)に同じ。
- ウ 交付方法

- (ア) 直接交付を受ける場合 交付期間中の午前9時から午後5時までの間 に交付する。
- (イ) 郵送により交付を受ける場合 交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の 上、申し込むこと。
- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア日時

平成31年3月13日(水)午前11時30分から

イ 場所

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の

3、85*0* 4

京都府警察本部本館地下入札室

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全 て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争 入札の参加資格の審査等に関する要綱(昭和58年京 都府告示第375号)に定める競争入札参加者の資格 を有する者で、「電気機器」又は「物品(修繕・保守)」 に登録されているものであること。
- (3) 1の(1)の業務を履行期間内に確実に履行することができると認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。) の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- 4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において 示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料 (以下「確認資料」という。)を次により提出し、入 札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契 約担当者から説明を求められた場合は、それに応じな ければならない。

- (1) 提出期間等
 - ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

- ウ 提出方法
 - (ア) 持参により提出する場合 提出期間中の午前9時から午後5時までの間 に提出すること。
 - (イ) 郵送により提出する場合 書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費 は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出さ れた書類は返却しない。

- 5 入札手続等
 - (1) 入札及び開札の日時及び場所

ア日時

平成31年4月1日(月)午前11時15分

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は 認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わ ることはできない。

- ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者 のした入札
- ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者 のした入札
- エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否 要する。
- 6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 入札の執行

この入札に係る平成31年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しないものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

- 9 その他
- (1) この入札の実施については、1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 契約期間中に税率改正に伴う新税率が適用された場合、契約変更を行うものとする。

+010+-

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成31年3月8日

京都府警察本部長 植 田 秀 人

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務の名称及び数量 衣類等洗濯業務 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
- (4) 履行場所 京都府警察本部長が指定する場所
- 2 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ 内町85の3、85の4

京都府警察本部総務部会計課調度係 電話075-451-9111 内線2256

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

平成31年3月8日(金)から平成31年3月20日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)とする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

- ウ 交付方法
 - (ア) 直接交付を受ける場合 交付期間中の午前9時から午後5時までの間 に交付する。
 - (イ) 郵送により交付を受ける場合 交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の 上、申し込むこと。
- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア日時

平成31年3月13日(水)午後2時から

イ 場所

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の

3、85の4

京都府警察本部本館地下入札室

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全 て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争 入札の参加資格の審査等に関する要綱(昭和58年京 都府告示第375号)に定める競争入札参加者の資格 を有する者で、「洗濯」に登録されているものであ ること。
- (3) 1の(1)の業務を履行期間内に確実に履行することができると認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。) の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- 4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において 示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料 (以下「確認資料」という。)を次により提出し、入 札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契 約担当者から説明を求められた場合は、それに応じな ければならない。

- (1) 提出期間等
 - ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

- ウ 提出方法
 - (ア) 持参により提出する場合 提出期間中の午前9時から午後5時までの間 に提出すること。
 - (イ) 郵送により提出する場合 書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- 5 入札手続等
 - (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア日時

平成31年4月1日(月)午後3時

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は 認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わ ることはできない。

- ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者 のした入札
- ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者 のした入札
- エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反し た者のした入札
- (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否 要する。
- 6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落 札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 入札の執行

この入札に係る平成31年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しないものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

- 9 その他
 - (1) この入札の実施については、1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 契約期間中に税率改正に伴う新税率が適用された場合、契約変更を行うものとする。



地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成31年3月8日

京都府警察本部長 植 田 秀 人

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物品の名称及び数量 複写機用紙 12,895,000枚(A3 270,000枚、 A4 12,500,000枚、B4 125,000枚)
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期間 契約日から平成31年9月30日まで
- (4) 納入場所 京都府警察本部長が指定する場所
- 2 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ 内町85の3、85の4

京都府警察本部総務部会計課調度係 電話075-451-9111 内線2252

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付
 - ア 交付期間

平成31年3月8日(金)から平成31年3月26日 (火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。) とする。

- イ 交付場所 (1)に同じ。
- ウ 交付方法
- (ア) 直接交付を受ける場合 交付期間中の午前9時から午後5時までの間 に交付する。
- (イ) 郵送により交付を受ける場合 交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の 上、申し込むこと。
- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア日時

平成31年3月12日 (火) 午後2時から

イ 場所

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の

3、85の4

京都府警察本部本館地下入札室

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全 て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争 入札の参加資格の審査等に関する要綱(昭和58年 京都府告示第375号)に定める競争入札参加者の資 格を有する者で、「文房具・事務機器」又は「コン ピュータ・関連機器」に登録されているものである こと。
- (3) 1の(1)の購入物品を納入期間内に確実に納入することができると認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。) の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 府内に本店又は取引を希望する営業所等が所在する中小企業者(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)であること。
- 4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において 示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料 (以下「確認資料」という。)を次により提出し、入 札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契 約担当者から説明を求められた場合は、それに応じな ければならない。

- (1) 提出期間等
 - ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

- ウ 提出方法
 - (ア) 持参により提出する場合 提出期間中の午前9時から午後5時までの間 に提出すること。
 - (4) 郵送により提出する場合 書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- 5 入札手続等
- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア日時

平成31年4月3日(水)午後2時

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は 認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わ ることはできない。

- ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者 のした入札
- ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者 のした入札
- エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否 要する。
- 6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 入札の執行

この入札に係る平成31年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しないものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

- 9 その他
- (1) この入札の実施については、1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会

京都府選挙管理委員会告示第16号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に 関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている 者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成31年3月8日

京都府選挙管理委員会 委員長 梅 原 勲

42,453人



京都府選挙管理委員会告示第17号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成31年3月8日

京都府選挙管理委員会 委員長 梅 原 勲

365, 328人

+010+

京都府選挙管理委員会告示第18号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙 人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次 のとおりである。

平成31年3月8日

188

京都府選挙管理委員会 委員長 梅 原 勲

 北
 区
 30,941人

 上
 京
 区
 21,303人

 左
 京
 区
 42,272人

中	京	区	29,716人
東	Ш	区	10,138人
山	科	区	36,729人
下	京	区	21,767人
南		区	26,932人
右	京	区	54,240人
西	京	区	41, 199人
伏	見	区	75,890人
福知	1 山	市	21,555人
舞	鶴	市	23,003人
綾	部	市	9,543人
宇治市	び及び久	、世郡	56, 181人
宮津市	ī及び与	謝郡	12,094人
亀	岡	市	24,793人
城	陽	市	21,606人
向	日	市	15,834人
長岡京	市及び	乙訓郡	26,730人
八	幡	市	19,849人
京田辺	市及び	23, 293人	
京 丹	後	市	15,628人
南丹市	及び船	并郡	13, 322人
木津川	市及ひ	相楽郡	32,989人

正誤

平成30年7月31日付け京都府公報第3002号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
672	下から20	テトラクロロエチレ ン	テトラクロロエチレン並びに鉛及びその 化合物
		38番1の一部、39番 1の一部及び43番の 一部	38番1の一部及び40 番1の一部